

目 次

競争的研究費の適正な執行に関する指針	1
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）	1 2
研究活動における不正行為への対応指針	3 5
競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針	6 2

競争的研究費の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日

(平成 18 年 11 月 14 日改正)

(平成 19 年 12 月 14 日改正)

(平成 21 年 3 月 27 日改正)

(平成 24 年 10 月 17 日改正)

(平成 29 年 6 月 22 日改正)

(令和 3 年 12 月 17 日改正)

競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

更に、統合イノベーション戦略推進会議において、令和3年4月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」を決定し、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠になっているとして、研究者及び大

学・研究機関等¹における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の自律的な確保を支援することとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、競争的研究費について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。本指針に則って活動することは、これらの課題への対応に加え、経済安全保障にも資する。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの²。以下同じ。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

¹ 本指針において、大学・研究機関等とは、国又は研究資金配分機関から交付、補助又は委託される経費を用いて行われる研究開発を実施している研究開発機関（国の試験研究機関、研究開発法人、大学等及び民間事業者等における研究開発に係る機関）を指す。なお、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」には、「その他研究開発機関においても、研究インテグリティの自律的な確保に資する取組が行われることが期待される」と記載されている。

² 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（％））に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、研究代表者・研究分担者等³について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報を応募書類や共通システムに記載させる。なお、応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ ②の研究費に関する情報のうち秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報の扱いについては、産学連携等の活動が委縮しないよう、守秘義務を負っている者のみで扱われることを改めて徹底⁴するとともに、各競争的研究費事業の事情に配慮しつつ、応募書類や共通システムに記載させる際の方針を、以下の観点を含め、公募要領上明記する。

³ 応募の研究課題を実施する代表の者及び当該研究課題において研究費を主体的に使用する者など、本指針の不合理な重複及び過度の集中の排除の趣旨に基づき、各競争的研究費事業において措置を講ずるものを指す。

⁴ 当該情報を扱う者を業務上真に必要な者に限定し、配分機関において、その者に対し、情報管理に関わる教育・研修を確実に実施するなど、必要な措置を講ずる。

- a) 応募された研究課題が研究費の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題の遂行に係るエフォートを適切に確保できるかどうかを確認するために必要な情報のみ⁵の提出を求めること。
- b) ただし、当面の間、既に締結済の秘密保持契約等の内容に基づき提出が困難な場合など、やむを得ない事情により提出が難しい場合は、相手機関名と受入れ研究費金額は記入せずに提出させることができること、その場合においても必要に応じて所属機関に照会を行うことがあること。
- c) 今後秘密保持契約等を締結する際、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とするよう働きかけること。
- d) 本指針に基づき、所属機関に加えて、配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得るが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有が行われること。

④ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）や、②の研究費や所属機関・役職に関する情報を競争的研究費の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

⑤ 応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。
なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的研究費の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

⑥ ②の研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援⁶を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めること、また、誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある

⁵ 原則として共同研究等の相手機関名と受入れ研究費金額及びエフォートに係る情報のみとする。

⁶ 無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

旨、公募要領上明記する。

- ⑦ ⑥のうち当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、研究費と同様に、提出を求めていくこと、ただし、大学・研究機関等における現状を踏まえつつ、提出を求める情報の範囲の明確化等が必要なことから、当面の間は、⑥の誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求める旨、公募要領上明記する。
- ⑧ 所属機関における「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示するとともに、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を確認するなど必要に応じて所属機関に照会を行う旨、公募要領上明記する。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的研究費の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的研究費による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的研究費について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的研究費の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的研究費への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府

省を含む他の競争的研究費の担当課は、所管する競争的研究費への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

5. 不正事案の公表について

関係府省は、不正事案については、各府省が定めるルールに基づき、不正事案の調査を行った機関において、予め定められた手続きに従い、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、講じた措置の内容等の公表など適切に対応するように求めるとともに、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等有する競争的研究費については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

6. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、令和3年度に公募を行うものについて

て、本指針の趣旨に従い可能な範囲で対応しながら、令和4年4月以降に公募を行うものから順次実施する。

- (4) 応募制限期間等に関して、別表1及び別表2に基づき、本指針の改正後、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施する。

なお、本指針の平成24年10月17日の改正に基づき、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

- (5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、実施する。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

- (6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的研究費の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

- (7) 競争的研究費の不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 競争的研究費における研究上の不正行為が起きた当該府省は、不正行為に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、研究上の不正行為の案件が複数の府省にまたがる場合は、その当該府省の予算の配分又は措置により行われる研究活動における不正行為が認定された論文数の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(9) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的研究費を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(10) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度	応募制限期間	
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))		5年	
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年	

※ 以下の場合には、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準)

平成20年10月21日
(平成27年6月2日改正)

国 土 交 通 省

はじめに

(本ガイドラインの目的と構成)

本ガイドラインは、国土交通省又は国土交通省が所管する独立行政法人（以下「資金配分機関」という。）から公募手続きにより配分される研究資金について、この研究資金の配分を受けるすべての研究機関において不正な使用及び不正な受給（以下「不正」という。）を防止するために必要な対応等を示したものである。

第1節から第6節においては、それぞれの研究機関が実施すべき課題をテーマ別に記述し、第7節においては、それらの課題の実施状況評価をめぐって資金配分機関がとるべき方策等、第8節においては、資金配分機関がとるべき研究費の不正への対応を示す。

本ガイドラインの大前提にあるのは、次のような考え方である。

第1に、研究資金には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、研究費の管理は研究機関の責任において行うべきである、というこれまでの原則を一層徹底することが適当である。

第2に、研究費の管理を委ねられた研究機関の責任者は、自らが不正に関与することがあってはならないのはもちろんのこと、研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のあるような環境・体制の構築を図らなくてはならない。

研究機関は、その性格や規模において極めて多様であり、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本ガイドラインは、大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、個々の研究機関の判断に委ねられている。各研究機関において、それぞれの性格や規模、リソースやコスト等を勘案し、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる。

なお、資金配分機関から研究資金の配分を受ける限り、企業、公益法人や一般法人、特定非営利活動法人、外国の研究機関等も本ガイドラインの適用対象となるが、中小企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業をいう。以下同じ。）、公益法人、一般法人又は特定非営利活動法人、あるいはガイ

ドラインに掲げたすべての項目を実施することが困難な団体については、資金配分機関においてチェックを強化するなどの措置によって代替することを検討する場合がある。また、企業等において、会社法に基づく内部統制システムの整備の一環等として、規程等がすでに設けられている場合はこれを準用することを可能とする。

また、「実施の際の参考事例」を挙げているが、これらは多様であり得る制度構想の選択肢の一部として参考までに挙げているものであり、各研究機関がこの例の通りに実施することを求めるものではない。なお、本ガイドライン自体も、今後の運用を通じて、研究機関の実態により即した、より現実的かつ実効性のあるものになるよう見直しを行っていくこととする。

(用語の定義)

(1) 研究資金

本ガイドラインにおいて、研究資金とは、観察や実験など科学的又は技術的な手法によって、事実やデータを素材としつつ真実や真理などを明らかにし、新たな知識を生み出す創造活動である研究活動に係る資金をいう。

(2) 研究機関

本ガイドラインの対象となる研究者は、上記(1)の研究資金の配分を受けて研究活動を行っている研究者である。

本ガイドラインの対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する機関又は上記(1)の研究資金の配分を受けている機関であり、国及び地方公共団体の附属試験研究機関、大学、同附属試験研究機関、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人（以上の機関を総称して、本ガイドラインにおいて「公的研究機関」という。）、民間の研究機関（民間企業の研究部門を含む。）、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人（旧民法第34条法人）、特定非営利活動法人及び特殊法人が該当し、これらを本ガイドラインでは単に「研究機関」という。

(3) 不正な使用

本ガイドラインにおいて、不正な使用とは、研究資金の他の用途への使用又は交付の決定の内容、委託契約の内容若しくはこれらに付した条件に違反した使用をいう。

(4) 不正な受給

本ガイドラインにおいて不正な受給とは、偽りその他の不正の手段により研究資金を受給することをいう。

第1節 研究機関内の責任体系の明確化

研究資金の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、研究機関内外に公表することが必要である。

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体を統括し、研究資金の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、研究資金の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ③ 研究機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における研究資金の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下「部局責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究資金の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(実施上の留意事項)

各研究機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。

(実施の際の参考事例)

- ① 各研究機関の研究資金の取り扱いに関する規程においては、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者に相当する者の職名を特定し、それぞれの責任範囲・権限を規定するとともに相互の関係を明記する。
 - (ア) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
 - (イ) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告

する。

- (ウ) 部局責任者は、統括管理責任者の指示の下、
- i) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - ii) 不正防止を図るため、部局等内の研究資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、研究機関が取り扱う研究資金の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなど、研究機関の不正対策に関する方針及びルール等に関する教育（コンプライアンス教育）を実施し、受講状況を管理監督する。
 - iii) 自己の管理監督又は指導する部局等において、構成員が、適切に研究資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- ② ①の内容をホームページ等で公表する。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、自らが不正に関与することがあってはならないのはもちろんのこと、研究費の不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

(1) ルールの明確化・統一化

(研究機関に実施を要請する事項)

研究資金に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。

- ① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて常に見直しを行う。
- ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。
- ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
- ④ 事務処理手続きに関する研究機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行を適切に支援する仕組みを設ける。

(実施上の留意事項)

- a. 研究機関内ルールの方策に当たっては、慣例にとらわれることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- b. ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理のガイドラインを定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないように最大限の努力を惜しんではない。
- c. 公的研究機関においては、例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生、大学院生（リサーチアシスタントとして雇う場合を含む）などが一時的に共同研究を行う場合であっても、これら研究者にも広く周知することが望ましい。

(実施の際の参考事例)

- ① 研究資金の執行に関する各種ルール及び運営方法の全体像を、研究機関内外に対してホームページ等により公表する。部局によって異なるルールがある場合はそれらを含める。

(2) 職務権限の明確化

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究資金の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(実施上の留意事項)

- a. 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- b. 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- c. 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。

研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、一定金額の範囲内で研究者による発注を認める場合には、その権限と責任（例えば、研究者本人に、

発注先選択の公平性、発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が帰属すること）を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解してもらうことが必要である。

(実施の際の参考事例)

研究資金の執行に関して決裁権限規程を見直す。機関全体について一覧できる権限規程とし、責任と権限を明確にする。

(3) 関係者の意識向上

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、研究機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。
- ④ 研究者及び事務職員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育を実施する。

(実施上の留意事項)

- a. 不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。
- b. 不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。
- c. 不正の問題は、研究機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。
- d. 事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。
- e. 事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。
- f. 部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。
- g. 事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、研究機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。
- h. 行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、現場で問題となりうる具体的な

事項や実務上必要な内容を、優先順位を付けて記載し、個々の事象への対応ではなく、研究機関の職員としての取り組みのガイドラインを明記するものとする。

(実施の際の参考事例)

- ① 研究機関は、研究者及び事務職員に対する研修を行い、行動規範や各種ルールの周知・徹底を図る。研修は、対象者本人の出席を義務付けやe-learning等で実施し、具体的な事例を紹介するなどの方法が有効である。なお、それらの周知に当たり、最高管理責任者及び統括管理責任者自らが繰返し徹底して伝達することが肝要である。
- ② 体制整備に向けた研究者と事務職員間のコミュニケーション強化を目的として、退職した研究者（同一機関の退職者を避けることが望ましい。）の再雇用（臨時雇用等）や外部人材の活用を図る。これらの者からのアドバイスを受けて、事務職員が研究者の意識や立場をより深く理解することにより、研究費の運営・管理が円滑に行われるようにする。但しその際、研究現場の古い体質や慣習の排除に留意する。
- ③ 事務職員の専門性を向上させる施策を講じる。また、必要に応じ特定の高い専門性を有する事務職員を採用する。事務職員に期待される専門性としては、関連法令、会計制度等に関する広範な知識に加え、研究の内容や動向、研究遂行に必要な機器・環境等についての理解が挙げられる。
研究資金に採択された研究者から、関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 以下の(ア)から(エ)を含め、不正に係る調査の手続等を明確に示した規程等を定める。
 - (ア) 告発等の取扱い
告発等を受け付けた場合は、受付から30日以内に、内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。
また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。
 - (イ) 調査中における一時的執行停止
研究機関は、必要に応じて、被告発者等調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究費の使用停止を命ずることとする。
 - (ウ) 認定
不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。

(エ) 資金配分機関への報告及び調査への協力等

- 1) 研究機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 2) 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出する。
 - 3) また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。
 - 4) 上記のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該資金配分機関に提出する。
 - 5) また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
- ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

- a. 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。
- b. 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。
- c. 調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表する。また公表に関する手続きを予め定める。公表する内容には、少なくとも、不正に関与したものの氏名・所属、不正の内容、調査機関が公表時まで行った措置の内容等が含まれるものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(実施の際の参考事例)

- ① 機関全体として取り組む。具体的には、懲戒事案の審議の開始を決定する段階から本部の役員等が関与し、審議過程に本部の役員等や外部有識者を参画させるなどの方法をとる。
- ② 懲戒に関する委員会の運営については、内部通報制度との連携を図るとともに、外部有識者によるモニタリングを行う。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。
- ② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- a. 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような点に注意が必要である。
 - (ア) ルールと実態が乖離していないか。
 - (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
 - (ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員の間意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。
 - (エ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。
 - (オ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
 - (カ) 研究資金が集中している部局・研究室はないか。
 - (キ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。
 - (ク) 同一の研究室・部門における、同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の研究室・部門のみでしか取引実績の無い業者や特定の研究室・部門との取引を新規に開始した業者への発注の偏りがないか。
 - (ケ) データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収は十分か。
 - (コ) 検収業務やモニタリング等の形骸化（受領印による確認のみ、事後抽出による現物確認の不徹底など）
 - (サ) 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用がないか。
 - (シ) 出張の事実確認等が行える手続きは十分か（二重払いのチェックや用務先への確認など）。

- (ス) 個人依存度が高い、あるいは閉鎖的な職場環境（特定個人に会計業務等が集中、特定個人が特定部署に長く在籍、上長の指示や職場の慣習に従わざるを得ないなど）や、牽制が効きづらい研究環境（研究室・部門内での発注・検収業務等の処理、研究室・部門の孤立）となっていないか。
- b. 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- c. 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。
- d. 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースの状況等を活用し、定期的に見直しを行うことが必要である。
- e. 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- f. 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないように研究機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(実施の際の参考事例)

- ① 部局ごとに問題となりうる具体的な事項を洗い出し、一覧表を作成する。その際には、規程と運用が乖離している事務処理手続き等、現場で実際に問題となっている事項を具体的に把握する。
- ② ①の一覧表をもとに、個々の要因ごとに定量的な評価を行う。定量的な評価とは、発生可能性と影響度をそれぞれ段階的に評価したものを組み合わせることで評価することなどをいう。この評価結果をもとに、個々の要因への対応の優先度を決定する。
- ③ 不正を発生させる要因を研究機関全体に起因するものと個別部局ごとに特有のものに分類した上で両者に対する具体的な不正防止計画を策定する。
- ④ 不正防止計画を確実に遂行していくため、各種媒体を活用して職員に最高管理責任者の対応姿勢を明示する。
- ⑤ 統括管理責任者が不正防止計画の実施状況を各部局ごとにモニタリングし、必要に応じて部局に対して改善を指示する。
- ⑥ 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者について、不正防止計画に関する実施責任及び権限を明確にする。

(2) 不正防止計画の実施

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。

- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- a. 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、研究機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- b. 防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。
- c. 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- d. 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。
- e. 部局等は、研究機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(実施の際の参考事例)

- ① 防止計画推進部署として、研究資金に関するコンプライアンス室を設置する。コンプライアンス室は、研究機関全体の観点から実態を把握・検証し、関係部局と協力して、不正発生要因に対する改善策を講じる。次のような業務も実施することが望ましい。
 - (ア) 適切なチェック体制の構築や研究機関内のルールの統一について提言。
 - (イ) 行動規範案を作成する。
 - (ウ) 行動規範の浸透を図るための方策を推進する。
- ② コンプライアンス室には、会計・法務の専門的な知識を有する者のほか、退職した研究者等で、研究経験に基づき関係者に助言ができる人材を確保する。
- ③ 不正防止計画を具体的に実行するための運用ガイドラインを策定する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に

問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。

- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
- ④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- ⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。
- ⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。
- ⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握できる体制とする。
- ⑧ 自ら研究活動を行う所管の国立研究開発法人においては、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、不正対策に関する方針及びルール等を含めて周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

(実施上の留意事項)

- a. 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- b. 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し、調達業務全体の枠組みの中で検討する。
- c. 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、業務の実態を把握するように実施する。
- d. 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- e. 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- f. 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- g. 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。
- h. 上記⑧の取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示

す。

- ・機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・内部監査、その他の調査において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(実施の際の参考事例)

- ① 研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、次のような対応を適宜組み合わせる。
 - (ア) 研究者が有する発注権限の範囲を機関の外部に対して明示する。
 - (イ) 事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）する。
 - (ウ) 発注様式を統一あるいは電子化することで、発注記録が必ず残るようになる。
 - (エ) 検収センターを設置するなどにより、発注者以外の者による検収を検収者の責任を明確にした上で厳格に実施する。また、上下関係を有する同一研究室・グループ内での検収の実施などを避け、発注者の影響を完全に排除した実質的なチェックが行われるようになる。
 - (オ) 納品と同時に請求書を業者から研究機関の事務部門に直接送付する仕組みとする。
 - (カ) 納品の事実確認を抜打ちで実施する。
 - (キ) 業者の原伝票との照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。
- ② 研究の円滑な遂行の観点から、可能な限り柔軟な運用を図る一方、発注者と業者の間に事務部門が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入する。資金配分機関が認める場合は、事務部門と業者が包括契約（業者等に一括契約しておき、その都度物品の納品の確認等を行って年度内に全体を精算する方式。限度枠及び業者の選定方法に留意が必要。）を行い、請求書は事務部門に直接送付させる。
- ③ 業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用などによる不正を防止するための具体的な対策（例：業者の入出構管理、納品物品へのマーキング、シリアル番号の付記など）を講じる。
- ④ 発注書に支出財源を明示させ、それらを財務会計システムに入力できるようにする。
- ⑤ 旅費については、宿泊費等について、一定の上限を設定し、実費精算方式とする。また、航空賃や新幹線の運賃等についても領収書等を添付する。

- ⑥ 非常勤雇用者の採用や契約更新に当たって、事務部門側で非常勤雇用者との面談を行い、勤務実態等を確認する。また、採用後も、日常的に非常勤雇用者と事務職員が面談をするなど勤務実態について事務部門で把握できるような体制を構築するよう配慮する。
- ⑦ 一定期間継続して雇用する非常勤雇用者の管理については部局事務で一元化して行い、事務職員が非常勤雇用者と接触する機会を持ち、実態を把握する。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を研究機関内の関係者に浸透させること、研究機関の内外的からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(資金配分機関及び研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究資金の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口（相談窓口）を設置する。
- ② 機関内外からの通報（告発）の窓口（通報窓口）を設置する。
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
- ④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金のルールをどの程度理解しているか確認する。
- ⑤ 研究費の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(実施上の留意事項)

- a. 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。
- b. 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。
- c. 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
- d. 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。
- e. 行動規範や競争的資金のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織（コンプライアンス室、監査室等）が問題の解決に当たる。
- f. 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

(実施の際の参考事例)

- ① 相談窓口等が適切に機能し、統一的な対応が行われるよう、担当者間の情報共有・共通理解の促進のための研修の実施など、組織的な取組を推進する。
- ② 通報者の保護のため、利害関係のない弁護士事務所等を通報窓口とする。
- ③ 外部有識者からなるコンプライアンス委員会を設置し、通報された事項が適切に処理されているかどうか検証する。
- ④ 行動規範や各種ルール等について、研究者及び事務職員のコンプライアンス意識の浸透度調査を定期的に（2～3年に1度程度）行う。調査を行うに当たっては、研究機関全体の状況を反映し、研究者や事務職員のありのままの意識を把握するため、できるだけ全職員を対象とし、外部を活用するなどの配慮を行う。
- ⑤ 研究資金に関する管理・監査状況に関する報告書を作成し、ホームページ等により公表する。
- ⑥ U S R (University Social Responsibility) (大学の社会的責任) 報告書等において、研究費の不正への取組に関する研究機関内の責任体制や運営・管理の仕組み、コンプライアンスへの取り組み等について積極的に公表する。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、研究機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(研究機関に実施を要請する事項)

- ① 研究資金の適正な管理のため、研究機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。
- ⑥ 資金配分機関が第7節(2)の③、④の調査を行う場合、研究機関は協力する。

(実施上の留意事項)

- a. 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、研究機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する
- b. 内部監査は、研究機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、研究機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。
- c. 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、研究機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- d. 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- e. 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

(実施の際の参考事例)

- ① 内部監査部門には、会計・法務等の専門的な知識を有する者のほか、研究活動の実情に精通した者を配置する。
- ② 納品書について、業者発行の原伝票を確認し、伝票の連番等を通して取引時期を特定する。
- ③ 研究者の一部を対象に、当該研究者の旅費を一定期間分抽出して検証したり、出勤簿に照らし合わせるほか、出張の目的や概要を抜打ちでヒアリングするなど、実効性のある監査を行う。
- ④ 非常勤雇用者の一部を対象に勤務実態についてヒアリングを行う。その際、謝金等の振込口座のある支店所在地と居住地の違い等、実態的な側面に注意する。
- ⑤ 監査の質を一定に保つため、監査手順を示したマニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。
- ⑥ 財政上の制約から独立した専属の内部監査部門を設置することが困難な場合、以下のような対応を行うことも考えられる。
(ア) 経理的な側面に対する内部監査は、担当者を指定し、その取りまとめ責任の下に、複数の組織から人員を確保してチームとして対応する。
- ⑦ 防止計画推進部署から不正発生要因の情報を入手した上で、監査計画を適切に立案する。
- ⑧ 監事及び会計監査人と内部監査部門が定期的に相互の情報交換を行う場を設ける。
- ⑨ 監査報告の取りまとめ結果について、研究機関内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する

第7節 資金配分機関による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

資金配分機関は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

(1) 基本的な考え方

資金配分機関は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。資金配分機関は、研究機関における管理体制について、本ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(資金配分機関が実施すべき事項)

- ① 国土交通省は必要に応じて有識者による検討の場を設け、本ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、本ガイドラインの見直し等を行う。
- ② 資金配分機関は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金で行われている。資金配分機関はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、資金配分機関は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに研究機関の責任を問うべきではない。
- ③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、研究機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として研究機関全体とする。

(2) 具体的な進め方

(資金配分機関及び研究機関が実施すべき事項)

- ① 資金配分機関は、研究機関に対し、本ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、研究資金への申請の際に、書面による報告を必要に応じて求める。なお、報告を求める場合、当該年度において、既に、他の資金配分機関に報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができる。
- ② 資金配分機関は、①の報告書を基に本ガイドラインの「研究機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、確認に当たっては、必要に応じて他の資金配分機関と協議する。
- ③ 資金配分機関は、②の報告書に基づく確認以外に、必要に応じて資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。
- ④ 緊急・臨時の必要がある場合、③の調査を実施した以外の研究機関に対しても調査を実施し、本ガイドラインに基づく体制整備等の実態把握を行う。
- ⑤ 資金配分機関は、③の確認や④の調査の結果、研究機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、他の研究機関に注意を促す観点から、問題点の事例を、研究機関名を伏して公表する。
- ⑥ 問題を指摘された研究機関は、指摘された問題点について資金配分機関と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する
- ⑦ 資金配分機関は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、必要に応じて有識者の検討の場を設けることとし、また、研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。
 - (ア) 管理条件の付与
管理強化措置等を講じることを研究資金の配分継続の条件として課す。
 - (イ) 一部経費の制限
間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。
 - (ウ) 配分の停止
当該研究機関及び当該研究機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。
なお、資金配分機関は、上記措置を決定したときは、これを速やかに公表する。
- ⑧ ⑦の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(実施上の留意事項)

- a. 研究機関は改善項目の指摘に関する判断基準（チェックリスト）を、対象となる研究機関の多様性を踏まえつつ作成し、公表しておく。
- b. 研究機関は本ガイドラインに基づく体制整備等に速やかに着手し、実現可能なものから実施に移した上で、平成27年度の研究資金に係る申請時点から取り組み状況について報告ができるように対応を行う。
- c. 評価、改善指導や是正措置は基本的に研究機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、研究機関全体の体制整備等の状況について評価する際の判断材料とする。
- d. 不正事案が発生した場合、資金配分機関は、当該研究機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記⑥から⑧までの対応を行う

(自ら研究活動を行う国土交通省所管の国立研究開発法人に対する措置)

国土交通省は、自ら研究活動を行う国土交通省所管の国立研究開発法人については、本ガイドラインを踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、当該法人に対し定期的に履行状況調査を実施し、その結果を公表する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された場合、当該法人に対し、その不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどにより指導・助言を行う。国土交通省は、管理条件の履行状況について毎年度確認を行い、履行が認められないと判断した場合、国土交通省所管の研究資金について、上記⑦（イ）又は（ウ）の是正措置を講じる。また、措置を決定したときは、これを速やかに公表する。

第8節 資金配分機関がとるべき不正への対応

研究機関が告発等を受け付けし、資金配分機関が研究機関から調査の要否の報告を受けた際は、研究機関に対して当該事案の速やかな全容解明を要請し、提出される報告を踏まえ、当該機関に対して改善を求めることが必要である。また、本ガイドラインでは、研究費の管理は研究機関の責任で行うこととしているため、資金配分機関は、研究費の不正な使用又は不正な受給を確認した場合には、研究者だけでなく、研究機関に対しても必要な措置を講じることとする。

なお、研究者に対する応募申請制限については、資金配分機関は、当該研究者に対し以下の（イ）の措置を講ずるものとする。ただし、悪質な事由がない

又は該当行為により重大な結果が生じないと判断された場合は、この限りではなく、また、予算決算及び会計令等別に法令による定めがある場合には、当該法令に基づき制限期間が決められるものとする。

また、資金配分機関は、以下に掲げる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究者があらかじめ承知して応募あるいは契約できるように研究資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載する。

（資金配分機関が実施すべき措置）

① 資金配分機関は、研究機関から研究費の不正に関する調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、必要に応じ、当該研究機関における調査が適切に実施されるよう指示を行うとともに、速やかに当該事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請する。また、当該研究機関から提出される調査結果等を踏まえ、関係機関に対して必要な改善を求める。

② 資金配分機関は、調査の過程であっても、研究機関から不正の一部が認定された旨の報告があった場合は、必要に応じ、不正を行った研究者が関わる研究資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、研究機関に対する執行停止の指示等を行う。

③ 資金配分機関は、研究機関による不正事案の調査に正当な事由なく遅延が生じた場合、当該研究機関に対し、必要に応じて、第7節（2）⑦（イ）又は（ウ）の対応をとる。

ただし、報告遅延に合理的な事由がある場合は、当該理由に応じて資金配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けるものとする。

④ 資金配分機関は、研究機関から不正を認定した最終報告書が提出され、それを確認した場合は、当該報告書の内容を踏まえ、以下の措置を講じることとする。

（ア）不正な使用又は不正な受給に係る研究資金の返還等

不正があった研究資金において、資金配分機関は、研究機関又は研究者に対し、事案に応じて、交付決定の取消し等を行い、また、研究費の一部又は全部の返還を求める。

なお、研究機関に交付又は研究機関と契約する研究の場合は、研究機関が責任を負う。研究者個人に交付又は研究者個人と契約する研究の場合は研究者個人が責任を負う。

（イ）研究者に対する申請制限

不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者等を含む申請に対し、事案に応じて、以下により国土交通省所管のすべての研究資金への応募申請を制限する。他府省所管の資金配分機関による不正に対する措置について通知を受けた場合も、原則として同様の対応をとる。

i. 不正な使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以

- 降1から10年間とし、不正の程度に応じて別表のとおりとする
- ii. 不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。
 - iii. 不正な使用を行った研究に直接関与していないが善管注意義務を怠った研究者に対する応募申請の制限の期間は、原則、補助金を返還した年度の翌年度以降1から2年間とし、不正の程度に応じて別表のとおりとする。
- (ウ) 研究費の不正な使用又は不正な受給があった研究機関に対する措置
- i. 研究費の不正使用・受給があった研究機関に対しては、本ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について確認する。その結果を踏まえた対応については、第7節(2)⑤から⑧を参照。
 - ii. 研究機関の構成員個人による意図的又は計画的な不正であっても、研究資金の管理は研究機関の責任において行うべきであるという観点から、i. と同様の対応を行う。
- (エ) 他の資金配分機関への不正の概要の提供
- 他府省を含む研究資金配分機関に当該不正の概要(不正をした研究者等氏名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容等)を提供する。
- ⑤ 資金配分機関は、上記の措置を決定したときは、措置に係る事業者名、不正の概要及び講じられた措置の内容について公表する。

(適用)

本ガイドラインは決定の日から適用する。ただし、第1節、第2節(1)から(3)まで、第3節から第6節までに関する事項については、各々の運用において、必要に応じ資金配分機関が経過措置を定めることができる。

(別表)

応募申請の制限の 対象者	不正の程度	制限の期間	
I. 不正使用を行った 研究者及びそれに 共謀した研究者（第 8節④（イ）i.）	1. 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の 悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為 の悪質性も低いと判断されるもの	1年
II. 偽りその他不正 な手段により競争的 資金を受給した研究 者及びそれに共謀し た研究者（第8節④ （イ）ii.）		5年	
III. 不正使用を行っ た研究に直接関与し ていないが善管注意 義務に違反した研究 者（第8節④（イ） iii.）		不正な使用を行った 研究者及びそれに共 謀した研究者の申請 の制限の期間の半分 （上限2年、下限1 年、端数切り捨て）	

※以下の場合、応募申請の制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ I. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ III. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

研究活動における不正行為への対応指針

平成19年8月30日
(平成27年6月2日改正)
国土交通省

1章 背景及び目的

平成18年2月28日、総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」が決定された。当該決定では、国による研究費の提供を行う府省等において、不正が明らかになった場合の対応をあらかじめ明確にすること、及び研究費の配分先となる研究機関に対し、研究上の不正行為に関する規定の整備等の所要の措置を講ずるよう求めることが必要とされている。

これを受け、国土交通省においては、国土交通省や国土交通省所管の独立行政法人が配分する競争的資金等にかかる研究上の不正行為の防止対策及び不正行為に対する必要な措置等をあらかじめ定めるよう、平成19年8月30日に「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針」を策定し、各機関に対し、本指針に沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることを求めてきたところである。

そのような状況下、先般、近年の我が国の科学技術の研究における不正行為事案の発生を受け、総合科学技術・イノベーション会議にて（「研究不正行為への実効性ある対応に向けて（平成26年9月19日）」）がとりまとめられた。

国土交通省としては、これを受け、研究活動のより一層の科学的な公正性を確保することを目的に、競争的資金等に係る研究活動に対象を限定していた「競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針（平成19年8月30日）」を改正し、新たに研究活動全般を対象とした本指針を策定するものである。

なお、今後の本指針に基づく各機関の対応状況を見守りつつ、適宜本指針の実施等に関してフォローアップを実施するとともに、必要に応じて本指針の見直し等を行う。また、本指針の策定に当たっては、関係府省との整合に配慮した。

第2章 指針の対象

本指針の対象とする研究活動、研究者、研究機関、資金配分機関及び不正行為は、以下のとおりとする。

1. 研究活動

本指針の対象とする研究活動は、「競争的資金」と整理され内閣府に登録されているもののうち国土交通省所管の資金、国土交通省所管の独立行政法人に

に対する運営費交付金、その他の国土交通省の予算の配分又は措置により行われる全ての研究活動である。

2. 研究者

本節の対象とする研究者は、上記1の研究活動を行う研究者である。

3. 研究機関

本指針の対象とする研究機関は、上記1の研究活動を実施する機関又は上記2の研究者が研究・技術開発を行う際に所属する機関であり、大学、高等専門学校、国の研究開発機関等（国土交通省国土技術政策総合研究所、国土地理院地理地殻活動研究センター、気象庁気象研究所並びに海上保安庁海洋情報部及び海上保安試験研究センターを含む。以下同じ。）、地方公共団体の直轄研究機関、独立行政法人及び地方独立行政法人（以上の機関を総称して、本指針において「公的研究機関」という。）、一般財団法人、一般社団法人、民間企業等の機関とする。これらを本指針では単に「研究機関」という。

4. 資金配分機関

本指針の対象となる資金配分機関は、国土交通省（研究開発機関等を含む。以下同じ。）であり、これを本指針では、「資金配分機関」という。

なお、国土交通省の研究機関等が国土交通省の予算を用いて自ら行う研究、及び国土交通省所管独立行政法人が運営費交付金を活用して自ら行う研究については、当該機関が自らに資金を配分したものと見なして、研究機関であるとともに資金配分機関としても本指針を適用するものとする。

また、国土交通省所管独立行政法人が運営費交付金を活用して公募型の研究・技術開発を行う場合には、資金配分機関として本指針を適用するものとする。

5. 不正行為

本指針で対象とする不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造（ねつぞう）、改ざん及び盗用である。

① 捏造（ねつぞう）

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

② 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

③ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

第3章 研究活動における不正行為に関する基本的考え方

1. 不正行為に対する基本姿勢

科学技術の研究は、過去からの研究成果の集大成を受け継ぎ、発展させて未来へ受け渡していく営みであり、研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為である。また、科学技術の研究は未知への挑戦、知の蓄積・伝承、社会的課題の解決、国民生活の質の向上などに貢献するものとして、社会・国民からの大きな信頼の上に成り立つべきものである。研究不正行為は、国民との社会契約に背き、科学技術の研究の根幹を成す社会的な信頼や負託を失うことにもつながる。

このため、研究不正行為には厳正に対処する必要がある。これらのことを個々の研究者はもとより、研究者コミュニティや研究機関、資金配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

2. 研究者、研究者コミュニティ等の自立・自己規律と研究機関の管理責任

研究の公正性を維持する一義的な責任は研究者が負うものであり、不正行為に対する対応は、研究者の倫理と社会的責任の問題として、その防止と併せ、まずは研究者自らの規律、及び研究者コミュニティ、研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。研究者は、研修や日々の研究活動を通じて研究倫理を継続的に学び、これに基づいて公正に研究を遂行するとともに、自ら習得した研究倫理を、日々の研究活動を通じて後進に伝えるなどにより、高い規律が自律的に維持される風土の醸成に努める必要がある。

こうした研究者自身や研究者コミュニティの自律を基本としながらも、研究者が所属する研究機関が責任をもって不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境が作られるよう対応の強化を図る必要がある。研究機関においては、特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫

理教育」という。)の実施、研究の公正性を維持する仕組みの構築と運用の実効性の向上など、不正行為を未然に防止する取組を推進すべきである。また、研究不正行為疑惑が発生した場合に迅速かつ的確に対応できるよう備えておき、研究不正行為と判定された場合には、再発防止のため徹底した検証と実効性ある対策を行うことが重要である。

また、研究者や研究支援人材、外国人研究者等といった研究活動を行う人材の多様化、共同研究体制の複雑化が進む中、研究機関においては、適切な研究体制が確保されるよう、共同研究における個々の研究者等の役割分担・責任の明確化や、複数の研究者による研究活動の全容を把握・管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認する等、必要な規定の整備を含め実効的な取組を推進すべきである。

3. 研究分野、研究機関の多様性を踏まえた、不正行為への適切な対応

研究分野や研究の性格は多様であり、かつ、研究機関も、その性格や規模において極めて多様であることから、管理の具体的な方法について一律の基準を強制することはかえって実務上の非効率を招き、研究機関の研究遂行能力を低下させる危険性が高い。本指針は、こうした多様性を踏まえた大綱的性格のものであって、具体的にどのように対応するかについては、各研究機関において、それぞれの機関の性格や規模、リソースやコスト等を勘案し、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、それぞれにふさわしい、より現実的で実効性のある対応をすることが求められる。

また、不正行為への過度の措置が研究現場を萎縮させることとなってはならず、現場に与える影響に十分配慮しつつ、不正行為に対し客観的な根拠に基づいて厳正に対処していくことが重要である。

4. 所管研究機関における研究の公正性の確保

国土交通省は、所管する研究機関における研究の公正性を維持する取組の実効性を高めるために、取組内容の確認とその評価を不断に行っていく。

第4章 研究機関において講ずべき措置

1. 研究活動における不正行為の未然防止

研究機関は、不正行為を未然に防止する観点から、コンプライアンス（法令遵守）に関する行動規範において、研究活動における不正行為を行わない旨の研究倫理に関する規定を定めることとし、特に公的研究機関においては機関内のみならず外部に対しても広く周知する。同時に、研究機関は、下記（１）及び（２）に即して、研究倫理教育等研究活動における不正行為の未然防止のための組織的な取組を、各々の性格や規模等に応じ、コストやリソース等を考慮して実効的に実施することとする。

（１）研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上

不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究倫理教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要である。研究倫理教育の実施に当たっては、研究者の基本的責任、研究活動に対する姿勢などの研究者の行動規範のみならず、研究分野の特性に応じ、例えば、研究データとなる実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）・保管や実験試料・試薬の保存、論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化など、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術を研究者等に修得・習熟させることが必要である。

研究倫理教育の実施に当たっては、各研究機関では、それぞれ所属する研究者に加え、将来研究者を目指す人材や研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に実施する必要がある。その際、公的研究機関においては、例えば、諸外国や民間企業からの研究者や留学生、大学院生（リサーチアシスタントとして雇う場合を含む。）などが一時的に共同研究を行う場合であっても、当該公的研究機関において研究倫理教育を受講できるよう配慮する必要がある。

このため、研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動にかかわる者を対象に研究倫理教育を実施（公的研究機関においては定期的に実施）することにより、研究者等に研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。このような自律性を高める取組は、学生や若手研究者の研究活動を指導する立場の研究者が自ら積極的に取り組むべきである。研究機関全体として、研究倫理教育を徹底し研究者としての規範意識を向上していくため、このような指導的立場の研究者に対しても、研究倫理教育に関するプログラムを履修させる（公的研究機関においては一定期間ごとに）ことが適切である。

（２）研究機関における一定期間の研究データの保存・開示

研究機関においては、研究者に対し、研究活動で得られた成果に関して客観的に検証可能な研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効性のある運用を行うことが必要である。なお、保存又は開示すべき研究データの具体的な内容やその期間、方法、開示する相手先については、データの性質や研究分野の特性、企業活動への影響等を踏まえることが適切である。

2. 研究機関における規程・体制の整備及び公表

研究機関においては、研究活動における不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程や仕組み・体制等を適切に整備することが求められる。規程や体制の整備の際、特に、研究活動における不正行為に対応するための責任者を明確にし、責任者の役割や責任の範囲を定めること、告発者を含む関係者の秘密保持の徹底や告発後の具体的な手続を明確にすること、研究活動における不正行為について本調査の実施の決定その他の報告を当該事案に係る資金配分機関に行うよう規定すること、不正行為の疑惑に関し公表する調査結果の内容（項目等）を定めることが求められる。規程・体制整備の状況については、当該研究機関の内外に公表するものとする。

但し、研究機関が民間企業であって、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。また、中小企業など、内部規程の制定が困難な研究機関の場合は、規程整備に努めつつ体制整備を適切に行うこととする。

3. 告発等の受付体制

(1) 研究機関は、研究活動の不正行為に関する告発等（当該研究機関の職員による告発のみならず、外部の者によるものを含む。以下同じ。）を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を各々設置するものとする。なお、このことは必ずしも新たに部署を設けることを意味しない。

(2) 研究機関は、設置する受付窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを定め、機関内外に周知する。

(3) 研究機関は、告発者が告発の方法を書面、電話、FAX、電子メール、面談など自由に選択できるように受付窓口の体制を整える。

(4) 研究機関は、告発等の受付や調査・事実確認（以下単に「調査」という。）を担当する者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。

(5) 研究機関は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名（名を顕かにすること）によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする合理的理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求める場合があること等がありうることなどをあらかじめ公表する。

(6) 告発等の受付から調査に至る体制について、研究機関はその責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定し、必要な体制を整備・運営する。

4. 告発等の取扱い

(1) 告発は、書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより、研究機関の受付窓口に行われるべきものとする。

(2) 原則として、告発は、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・研究グループ、研究不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

(3) (2)にかかわらず、匿名による告発があった場合、研究機関は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(4) 告発を受けた研究機関が第5章1(1)の調査を行う機関（以下、調査機関）に該当しないときは、告発者の了解を得て、調査機関に当該告発を回付する。回付された調査機関は自らに告発があったものとして当該告発を取り扱う。また、第5章1(1)により、告発があった研究機関に加え、他にも調査を行う研究機関等が想定される場合は、告発を受けた研究機関は該当する機関に当該告発について通知する。なお、告発を受けた研究機関は、資金配分機関に当該告発について通知する。

(5) 郵送による書面での告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知りえない方法による告発がなされた場合は、研究機関は告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した場合は、以後、顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に受け付けたことを通知する。

(6) 報道や学会等により不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を指摘された者が所属する研究機関に匿名の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

(7) 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを、当該不正行為を指摘された者が所属する機関が確認した場合（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）、当該機関に匿名の告発があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。

(8) 告発の意思を明示しない相談については、相談を受けた機関はその内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、当該研究機関等の判断で当該事案の調査を開始することができる。

(9) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、当該告発・相談を受けた研究機関はその内容を確認・精査し、合理的な理由があると認めるときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、当該告発・相談を受けた研究機関が、被告発者の所属する機関でないときは、当該研究機関は被告発者の所属する機関に事案を回付する。

5. 告発者・被告発者の取扱い

(1) 研究機関は告発を受け付ける際、面談の場合は個室で行い、電話や電子メール等の場合は窓口の担当職員以外は見聞できないようにしたりするなど、告発内容や告発者（前記4（8）及び4（9）における相談者を含む。以下3において同じ。）の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。

(2) 研究機関は、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

(3) 調査事案が漏えいした場合、研究機関は調査中かどうにかかわらず必要に応じて調査事案について公に説明することができる。

(4) 研究機関は、単に告発したことを理由に告発者に対し、解雇や配置転換、懲戒処分、降格、減給等を行ってはならない。

(5) 研究機関は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことを理由に、被告発者に対し、研究活動の全面的禁止、解雇、配置転換、懲戒処分、降格及び減給等を行ってはならない。

6. 告発者及び被告発者に対する暫定的な措置

第5章1(2)②の本調査(以下本調査という。)中から資金配分機関による措置等がなされるまでの間において、研究機関が告発者及び被告発者等に対してとる措置は以下のとおりとする。ただし、不正行為との告発等がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、これ以外の措置をとることを妨げない。

6-1 本調査中における一時的措置

被告発者が所属する研究機関は、告発された研究に係る研究費が当該機関に対して支払われていた場合は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

6-2 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

(1) 研究資金の使用中止

不正行為が行われたとの認定の通知が調査機関からあった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うものとして認定された者(以下「被認定者」という。)が所属する研究機関は、不正行為に係る研究に資金を配分した資金配分機関とともに、当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとする。

(2) 研究機関による対処

研究機関は、所属する被認定者について、内部規程に基づき適切な対処を行うとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(3) 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

不正行為は行われなかったと認定された場合、被告発者が所属する研究機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の一時的措置を解除する。証拠の保全措置については、速やかに解除されなければならない。

被告発者が所属する研究機関は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

第5章 調査機関において講ずべき措置

1. 告発等に係る事案の調査

(1) 調査を行う機関

不正行為の告発等があった場合には、以下に定める機関が不正行為の調査を行うものとする。これらの機関は、被告発者が現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。

① 研究機関に所属（一般的には雇用関係にあることを指すが、どの研究機関にも雇用されていないが専ら特定の研究機関の施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）する研究者に係る研究活動の不正行為の告発があった場合、原則として、当該研究機関が告発された事案の調査を行う。

② 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる機関や調査に協力する機関については、関係機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができる。

③ 被告発者が所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究に係る告発があった場合、所属する研究機関と研究が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行う。

④ 被告発者が、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行う。被告発者が離職後、どの研究機関に

も所属していないときは、告発された事案に係る研究を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行う。

⑤ 上記①から④によって、告発された事案の調査が研究機関において適切かつ円滑に行われるよう、資金配分機関は研究機関に対し適宜助言を行うとともに、必要に応じ、専門家の選定・派遣等の支援を行う。

⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であることを告発に係る研究に対する研究費を配分した資金配分機関が特に認めた場合は、当該資金配分機関が調査を行う。なお、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると資金配分機関が認めた場合に資金配分機関が設置する(2)②-2アの調査委員会の委員については、被告発者が所属する研究機関に所属していない有識者を半数以上含むものとする。また、資金配分機関が調査を行う場合、当該研究機関は、当該資金配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

⑦ 研究機関等は、告発された研究の分野に関連がある研究機関や学会等の他の機関に、調査を委託すること若しくは調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第4章5(1)から(3)及び第5章1は委託された機関又は調査に協力する機関に準用されるものとする。

(2) 告発等に対する調査体制・方法

(1)に定める調査を行う機関(以下「調査機関」という。)は、調査の具体的な進め方について、この項を参考に、調査機関の実情等に応じて適切に定めるものとする。

① 予備調査

ア 調査機関は、告発を受け付けた後速やかに、告発された不正行為が行われた可能性、告発の際示された合理的理由の論理性、告発された研究の公表から告発までの期間などの合理性、調査可能性等について予備調査を行う。期間の合理性を判断する際には、原データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、あるいは被告発者が所属する研究機関が定める保存期間を超えるか否かなどを配慮するものとする。調査機関は、以下②-2の調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。

- イ 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- ウ 調査機関は、予備調査の結果、告発された事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。調査機関は告発を受け付けた後、あらかじめ定める相当の期間（例えば、目安として30日）内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- エ 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、調査機関は予備調査に係る資料等を保存し、資金配分機関や告発者等の求めに応じ開示するものとする

②本調査

②-1 通知・報告

- ア 本調査を行うことを決定した場合、調査機関は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これに加え被告発者が所属する機関にも通知する。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう周到に配慮する。
- イ 調査機関が研究機関であるときは、当該調査機関は当該事案に係る研究に対する資金配分機関に本調査を行う旨通知する。
- ウ 本調査は、本調査実施の決定後、あらかじめ定める相当の期間（例えば、目安として30日）内に開始されるべきものとする。

②-2 調査体制

- ア 調査機関は、本調査を行うに当たっては、当該研究分野の研究者であって当該調査機関に属さない者（公的研究機関にあつては委員の半数以上）を含む調査委員会を設置する。この調査委員会を構成する委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係（例えば、不正行為を指摘された研究が論文のおおりの成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなど）を有しない者でなければならない。
- イ 調査機関は、調査委員会の設置後速やかに、その旨及び調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すとともに、告発者及び被告発者が、調査委員会の委員の構成等についてあらかじめ調査機関が定めた期間内に異議申立てをすることができることを告発者及び被告発者に通知する。異議申立てがあつた場合、調査機関は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

ウ 調査委員会の調査機関内での位置づけについては、調査機関において定める。

②-3 調査方法・権限

ア 本調査は、不正行為の可能性を指摘された研究に係る論文や原データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより行われる。なお、調査の実施に際し、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

イ 被告発者が調査委員会から再実験などにより再現性を示すことを求められた場合、あるいは自らの意思によりそれを申し出た場合は、その再実験の実施が、調査機関における経費の確保等の問題により困難な場合を除き、原則としてそれに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）が調査機関により保障されなければならない。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。なお、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合において、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

ウ 上記ア、イに関して、調査機関は、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力しなければならない。また、調査委員会が調査機関以外の機関に対して調査を行う必要がある場合、調査機関は当該機関に協力を要請する。協力を要請された研究機関等は誠実に協力しなければならない。

②-4 調査の対象となる研究

調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により関連する被告発者の他の研究を含めることができる。

②-5 証拠の保全措置

調査機関は本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発等に係る研究が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、当該研究機関は調査機関の要請に応じ、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

②-6 調査の中間報告

調査機関が研究機関であるときは、告発等に係る研究に対する資金配分機関が求めるときは、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該資金配分機関に提出するものとする。

②-7 調査における研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることの無いよう十分配慮する。

2. 認定

(1) 認定事項

① 調査委員会は、本調査の開始後、あらかじめ定める相当の期間（例えば、目安として150日）内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定し、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の内容並びに不正行為に関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者を認定する。

② ①について認定を終了したときは、調査委員会は直ちにその設置者たる調査機関に報告する。

(2) 不正行為の疑義に対する説明責任

① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を払拭しようとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則して行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、合理的な根拠を示して説明しなければならない。そのために再実験等を必要とするときには、その再実験の実施が、調査機関における経費の確保等の問題により困難な場合を除き、その機会が保障される。その際、調査委員会の指導・監督のもと行うこととする。（1（2）②-3イ）

② ①の被告発者の説明において、被告発者が原データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は不正行為とみなされる。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、原データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

③ 上記①の説明責任の程度及び②の基本的な要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(3) 不正行為か否かの認定方法

調査委員会は、上記(2)①により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が原データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとき(上記(2)②)も同様とする。

(4) 調査結果の通知及び報告

① 調査機関は、調査結果(認定結果を含む。以下同じ。)を速やかに告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下2において同じ。)に通知する。被告発者が調査機関以外の機関に所属している場合は、これらに加え被告発者が所属する機関に当該調査結果を通知する。なお、告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査の場合であって、不正行為があったと認定されたときは、取下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等を調査結果に含めるものとする。

② 調査機関が研究機関であるときは、当該調査機関は、①に加えて当該事案に係る研究に対する資金配分機関に当該調査結果を通知する。

(5) 不服申立て

① 不正行為と認定された被告発者は、あらかじめ調査機関が定めた期間内に、調査機関に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

② 不服申立ての審査は当該事案に係る調査及び認定を行った調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性、専門性に関わるものである場合には、調査機関の判断により、調査委員会委員の交代若しくは追加、又は当該調査委員会に代えて他の者に審査させることができる。

③ 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会（②ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。なお、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、調査機関は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに調査機関に報告し、調査機関は被告発者に当該決定を通知する。

④ 調査機関は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者、当該事案に係る研究に対する資金配分機関にその旨通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

⑤ 調査委員会（②ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者）が再調査を開始した場合は、あらかじめ定める相当の期間（例えば、目安として50日）内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査機関に報告し、調査機関は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関、告発者、当該事案に係る研究に対する資金配分機関に通知する。

（6）調査資料の提出

資金配分機関は、調査機関に対して事案の調査が継続中であっても、当該事案について1（2）②-6で規定する中間報告の他に必要な追加資料の提出又は閲覧を求めることができる。調査機関は、調査に支障がある等正当な事由がなければ、これを拒むことができない。資金配分機関は、提出された資料について、第6章5及び6のために使用する他に使用してはならない。

（7）調査結果の公表

① 調査機関は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査機関が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと

認定されたときは、不正行為に係る者の氏名・所属を公表しないことができる。

② 調査機関は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して周知するが、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表することができる。公表する場合、その内容には、不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれる。

第6章 資金配分機関が講ずる措置

1. 研究活動における不正行為の未然防止

資金配分機関は、研究課題の公募要領等により、研究機関及び調査機関において講ずべき措置及び研究上の不正行為が明らかになった場合に資金配分機関が講ずる措置について、あらかじめ周知する。

また、上記措置の対象者については、他府省を含む他の研究公募等への応募が制限される可能性がある旨、あらかじめ周知する。

また、資金配分機関においては、所管する研究資金の契約締結又は交付決定時に、研究機関における行動規範や研究倫理教育の取組状況について確認するとともに、配分先の研究機関における行動規範の設置状況等についての調査や中間検査等の際の実施状況等の確認を必要に応じ行うこととする。

なお、研究開発代表者及び研究開発分担者等が当該研究資金への応募の制限者でないことを併せて確認する。

2. 告発等の受付体制

第4章3に記載の内容について、「研究機関」を「資金配分機関」と読み替え措置する。

3. 告発等の取扱い

第4章4に記載の内容について、「研究機関」を「資金配分機関」と読み替え措置する。

4. 告発者・被告発者の取扱い

第4章5に記載の内容について、「研究機関」を「資金配分機関」と読み替え措置する。

5. 告発者及び被告発者に対する暫定的な措置

本調査中から資金配分機関による措置等がなされるまでの間において、資金配分機関が告発者及び被告発者等に対してとる措置は以下のとおりとする。ただし、不正行為との告発等がなされる前に取り下げた論文等に係る被告発者については、これ以外の措置をとることを妨げない。

5-1 本調査中における一時的措置

① 第5章1(2)②-6による中間報告を受けた資金配分機関は、本調査の対象となっている被告発者及び被告発者が所属する研究機関に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、当該事案に係る研究費の使用停止を指導することができる。

② 第5章1(2)②-6による中間報告を受けた資金配分機関は、本調査の対象となっている被告発者に対し、調査機関から調査結果の通知を受けるまでの間、被告発者に配分決定した当該研究に係る研究費の配分停止（既に一部配分している場合の未配分の配分停止を含む。）や、既に別に被告発者から申請されている研究資金について、採択の決定あるいは採択決定後の研究費の配分を保留（一部保留を含む。）することができる。

5-2 不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等

(1) 研究資金の使用中止

不正行為が行われたとの認定の通知が調査機関からあった場合、不正行為に係る研究に資金を配分した資金配分機関は、当該被認定者に対し、直ちに当該研究資金の使用停止を命ずるものとする。

(2) 不正行為は行われなかったと認定された場合の措置

① 不正行為は行われなかったと認定された場合、告発された研究に係る資金を配分した資金配分機関は、本調査に際してとった研究費支出の停止や採択の保留等の一時的措置を解除する。証拠の保全措置については、速やかに解除されなければならない。

② 告発された研究に係る資金を配分した資金配分機関は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

6. 不正行為と認定された者等に対する措置

研究資金に係る研究活動において不正行為が行われたと認定された場合、被認定者及び研究機関に対し、資金配分機関は、以下(1)～(8)の規定に沿った規程等を整備し、措置をとることとする。

(1) 措置を検討する体制

① 措置を検討する委員会

資金配分機関は、配分した研究資金について調査機関から不正行為が行われたとして認定の通知を受けた場合、速やかに当該不正行為に関する被認定者への措置（以下「措置」という。）を検討する委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

② 委員会の役割

委員会は、当該委員会を設置した資金配分機関の求めに応じて、被認定者に対してとるべき措置を検討し、その結果を資金配分機関に報告する。

③ 委員会の構成

委員会は、原則として不正行為と認定された研究に係る研究分野の研究方法や、不正行為についての的確な判断を行うために必要な知見を持ち、被認定者や当該不正行為に係る研究に直接の利害関係を有しない有識者を委員として構成する。また、原則として、被認定者が所属する研究機関に属する者は委員とせず、かつ当該被認定者に係る審議に参加させないものとする。ただし、研究分野の特性等により、他に適任者が見当たらず、かつ、公正な審議が確保できると判断されるときは、この限りではない。

(2) 措置の決定手続

① 委員会における検討

ア 委員会は、資金配分機関の求めがあったとき検討を開始する。

イ 委員会が措置を検討するに当たっては、調査機関等に対するヒアリングなどを行い、調査結果を精査し、調査内容、調査の方法・手法・手順、調査を行った調査委員会の構成等を確認し、不正行為の重大性、不正の度合い、被認定者それぞれの不正行為への関与の度合や不正行為があったと認定された研究における立場、不正行為を防止するための努力の有無などを考慮した上で、速やかに措置についての検討結果を資金配分機関に報告する。

② 措置の決定

資金配分機関は、委員会の報告に基づき、被認定者に対する措置を決定する。資金配分機関は、決定に当たっては委員会の報告を尊重するものとする。

なお、被認定者からの弁明の聴取及び措置決定後の不服申立ての受付は行わない。

③ 措置決定の通知

資金配分機関は、決定した措置及びその対象者等について、措置の対象者及び所属する研究機関に通知する。また、資金配分機関は、国費による研究資金を所管する各府省に対し、当該措置及びその対象者等について情報提供する。

(3) 措置の対象者

措置は被認定者である次の者が対象となる。

- ① 不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者（論文等の著者、論文等の著者ではないが当該不正行為に関与したと認定された者）。
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者（監修責任者、代表執行者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）。

(4) 措置の内容

資金配分機関は被認定者に対して、以下の措置①～④のうち一つあるいは複数の措置を講じる。原則として措置の内容は以下の①～④を標準とし、不正行為の重大性、不正の度合い、個々の被認定者の不正行為への具体的な関与の度合いや不正行為があったと認定された研究における立場、不正行為を防止するための努力の有無等により、事案ごとに定められるものとするが、委員会が特に必要と判断するときは、以下の①～④以外の措置をとることを妨げない。特に（3）②に掲げる者に対しては告発等がなされる前に論文等を取り下げている場合又は告発等がなされた後直ちに当該論文等を取り下げた場合に措置をとらないことができる。さらに、（3）①に掲げる者に対しても、論文等の取下げがあった場合には状況によって適切な配慮がなされるものとする。

① 研究資金の配分停止

ア 被認定者に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律又は委託契約等に基づき、不正行為があったと認定された研究に係る研究資金の配分を停止し、当該研究資金であって、不正行為の認定がなされた時点（認定に対する不服申し立てがあった場合は、再調査等を踏まえた認定後）で使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以後配分しない。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に係る研究全体への資金

配分を停止するか否か、及び措置対象者以外の研究者の取扱いについては、事案ごとに委員会が判断するものとする。

イ 被認定者に対して、不正行為があったと認定された研究資金以外の現に配分されているすべての所管の研究資金であって、不正行為の認定がなされた時点（認定に対する不服申し立てがあった場合は、再調査等を踏まえた認定後）において未だ使用されていない残りの分の研究費及び次年度以降配分が予定されている研究費がある場合は、以下のとおりとする（（３）②）に掲げる者を除く。）。

i 被認定者が研究代表者となっている研究資金については配分停止とし、以後交付しない。

ii 被認定者が研究分担者又は研究補助者となっている研究資金については、当該者による研究費使用を認めない。

② 研究資金申請の不採択

ア 所管の研究資金で、不正行為が認定された時点で被認定者が研究代表者として申請されているものについては採択しない。

イ 所管の研究資金で、不正行為が認定された時点で被認定者が研究分担者又は研究補助者として申請されているものについては、当該者の差し替えがなければ採択しない。また、採択後に、差し替えがなく採択されたことが判明した場合は、その採択を取り消すことができる。

③ 不正行為に係る研究資金の返還等

不正行為があったと認定された研究に配分された研究費（間接経費若しくは管理費を含む。以下③において同じ。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律又は委託契約等に基づき、交付決定の取消等、契約の解除、配分研究費の一部又は全部の返還を求める。返還額については、以下のア及びイを原則としながら、不正の度合いや研究計画全体に与える影響等を考慮して定められるものとする。

なお、交付決定の取消等、契約の解除、以下のア及びイのいずれの場合も研究機関に交付又は研究機関と契約する研究の場合は、研究機関が責任を負う。研究者個人に交付又は研究者個人と契約する研究の場合は研究者個人が責任を負う。

ア 未使用研究費等の返還

i 当該研究全体が配分停止されたときは、当該研究機関に対し、未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除及び未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は当該研究機関の自己負担とする。

ii 当該研究全体のうち、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部であり、当該研究全体が配分停止されていないときは、当該研究機関に対し、不正があったと認定された研究に係る未使用の研究費の返還、契約済みであるが納品されていない場合の契約解除及び未使用の場合の機器等の物品の返品とこれに伴う購入費の返還を求める。なお、違約金の支払い義務が発生した場合は、当該研究機関の自己負担とする。

イ 研究費全額の返還（（３）②に掲げる者を除く）

研究費の配分目的に照らし極めて不正の度合いが高い場合は、研究機関に対し、これらの者に係る当該研究に対して配分された研究費の全額の返還を求める。なお、不正行為があったと認定された研究が研究計画の一部である場合、当該研究計画に対して配分された研究費の全額の返還を求めるか否かは、事案ごとに委員会が判断するものとする。

④ 研究資金の申請制限

被認定者に対して、所管のすべての研究資金の応募申請を制限する。制限期間については、委員会が下記の区分に従い定める。

ただし、予算決算及び会計令等別に法令による定めがある場合には、当該法令に基づき制限期間が決められるものとする。

ア （３）①に掲げる者

所管のすべての研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、原則、不正行為と認定された年度の翌年度以降２年から１０年とし、不正行為の重大性、不正の度合い及び不正行為への関与の度合に応じて別表のとおりとする。

イ （３）②に掲げる者

すべての所管の研究資金に対する研究代表者、研究分担者（共同研究者）及び研究補助者としての応募について、原則、不正行為と認定された年度の翌年度以降１年から３年とし、不正行為の重大性、不正の度合い及び不正行為への関与の度合に応じて別表のとおりとする。

（５）措置と訴訟との関係

資金配分機関が行う措置と調査機関の認定に関する訴訟との関係については以下のとおりとする。

① 措置後に訴訟が提起された場合

資金配分機関が措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会が行った不正行為の認定について訴訟が提起されても、認定が不適切である等、措置の継続が不適切であると認められる内容の裁判所の判断がなされない限り、措置は継続するものとする。

② 措置前に訴訟が提起された場合

措置を行う前に、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の認定について訴訟が提起された場合についても、訴訟の結果を待たずに措置を行うことを妨げない。措置を行った後の取扱いについては上記①によるものとする。

③ 措置後の訴訟において認定が不適切とされた場合

措置を行った後、調査機関に設置された調査委員会による不正行為の認定が不適切であった旨の裁判が確定したときは、直ちに措置は撤回される。

ア 措置により研究費の返還がなされていた場合は、資金配分機関は、その金額を措置対象者に再交付することができる。

イ 措置により研究費の配分停止がなされていた場合は、資金配分機関は配分停止の対象となった研究の状況に応じて交付を再開するか否か判断するものとする。

(6) 措置内容の公表

資金配分機関は、措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称及び当該研究費の金額、研究内容と不正行為の内容、調査機関が行った調査結果報告書などについて速やかに公表する。ただし、告発等がなされる前に取り下げられた論文等における不正行為に係る被認定者の氏名・所属については公表しないことができる。なお、告発者名については、告発者の了承がなければ公表しない。

(7) 措置内容等の公募要領等への記載

資金配分機関は、不正行為を行った場合に資金配分機関がとる制裁的措置の内容や措置の対象となる者の範囲について、研究資金の公募要領や委託契約書（付属資料を含む。）等に記載し、研究者がそれをあらかじめ承知して応募あるいは契約するものとする。

(8) 不正が行われた研究資金を配分した機関以外による措置

(4) ①、②及び④については、国土交通省所管の研究資金に係るすべての資金配分機関は、自らが配分した研究資金以外の研究資金（他省庁所管の資金配分機関により配分されたものを含む）における不正行為に対する措置決定の通知を受けた場合、当該被認定者に対し同様の措置をとることとする。

7. 研究機関に対する措置等

(1) 研究機関の組織としての適切な対応の確保

資金配分機関は、不正行為について、研究機関から不正行為に関する本調査の実施の決定その他の報告を受けた場合は、必要に応じ、当該研究機関における調査が適切に実施されるよう指示を行うとともに、速やかに当該事案の全容を解明し、調査を完了させるよう要請し、当該研究機関から提出される調査結果等を踏まえ、関係機関に対して必要な改善を求める。

また、資金配分機関は、不正行為が発生した場合には、研究機関に対し、本指針に基づく体制整備等の状況について書面による報告を求め、また、必要に応じて現地調査を行って、実態を把握する。その結果、研究機関の体制整備等の状況に問題があると資金配分機関が判断する場合、問題があるとされた研究機関は、問題点について資金配分機関と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。資金配分機関は、研究機関における同計画の実施状況について確認を行う。

(2) 研究機関に対する措置

資金配分機関は、正当な理由なく研究機関による調査が遅れた場合、また、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該研究機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、必要に応じて有識者の検討の場を設けることとし、また、研究機関からの弁明の機会を設けるものとする。

是正措置は、改善の確認をもって解除する。

① 管理条件の付与

管理強化措置等を講じることを研究資金配分継続の条件として課す。

② 一部経費の制限

間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。

③ 配分の停止

当該研究機関及び当該研究機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。

なお、資金配分機関は、上記措置を決定したときは、これを速やかに公表する。

(3) 国土交通省所管の国立研究開発法人に対する措置

国土交通省は、自ら研究活動を行う国土交通省所管の国立研究開発法人については、上記(1)及び(2)に加え、本指針を踏まえた体制整備の状況等を適切に把握するため、当該法人に対し定期的に履行状況調査を実施し、その結果を公表する。履行状況調査は、書面、面接若しくは現地調査又はその組合せにより行う。履行状況調査の結果、体制整備等に不備があることが確認された

場合、当該法人に対し、その不備について改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すなどにより指導・助言を行う。国土交通省は、管理条件の履行状況について毎年度確認を行い、履行が認められないと判断した場合、国土交通省所管の研究資金について、上記（２）②及び③の是正措置を講じる。また、措置を決定したときは、これを速やかに公表する。

（適用および経過措置）

本指針は、決定の日から適用する。ただし、第４章１，２，３及び第６章１，２に関する事項については、各々の運用において、必要に応じ資金配分機関が経過措置を定めることができる。

(別表)

応募申請の制限の対象者		不正行為の程度	応募申請制限期間	
不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者(論文等の著者、論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者) (6. (4)④ア)	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文・報告書等の責任著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された当該論文等の著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(6. (4)④イ)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針

平成13年4月20日
平成17年3月23日改正
平成21年3月27日改正
平成26年5月29日改正
令和元年7月18日改正
令和3年10月1日改正
令和5年5月31日改正
競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」…競争的研究費の制度を運営し、競争的研究費を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」…競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」…競争的研究費により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究費を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」…直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的研究費による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的研究費をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的研究費を獲得した被配分機関においては、それらの競争的研究費に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。なお、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとする。

6. 間接経費の用途

間接経費は、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な用途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 証拠書類の取り扱い

間接経費に関する証拠書類については、被配分機関において適切に保管することとする。なお、証拠書類の保管に当たっては、電子データ保管を可能とするとともに、研究者に対し必要以上の証拠書類を求めないよう配慮すること。

9. 執行実績の報告

被配分機関の長は、別表1の主な用途を参考として、毎年度の間接経費使用実績等を翌年度の6月30日までに、配分機関に対して府省共通研究開発管理システム(e-Rad)により配分機関に報告すること。

10. 適用

本対応について、令和4年度以降実施する事業から適用することとする。ただし、配分機関の判断により、令和3年度以前から実施されている事業や研究課題においても、令和4年度以降可能な項目については順次適用することとする。

(別表1)

間接経費の主な使途の例示

競争的研究費による研究の実施に伴う被配分機関の管理等に必要な経費(「3. 間接経費導入の趣旨」参照)のうち、以下のものを対象とする。

(1) 管理部門に係る経費

(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費(会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。)

(イ) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

(2) 研究部門に係る経費

(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料(論文掲載料)

(オ) 特許関連経費

(カ) 研究機器・設備(※)の整備、維持及び運営に係る経費(会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。)

※ 研究棟、実験動物管理施設、研究者交流施設、設備、ネットワーク、大型計算機(スパコンを含む)、大型計算機棟、図書館、ほ場

など

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

(キ) 研究成果展開事業に係る経費

(ク) 広報事業に係る経費

など

※上記以外であっても、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

被配分機関の種類等による間接経費の取り扱い扱い整理表

被配分機関の種類	資金提供の形態		
	委託費	個人補助金	機関補助金
国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人、公益法人、企業、私立大学	委託者から受託者に配分	補助事業者から所属機関に納付	国等から補助事業者に配分
国立試験研究機関等国の機関	受託者が委託者と異なる会計間であれば配分可能	補助事業者から所属機関に納付しても、それに連動する歳出科目があれば配分可能	
公設試験研究機関	委託者から受託者に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）	補助事業者から所属機関への納付を経て都道府県等における予算の審議を経て執行）	国等から補助事業者等に配分（都道府県議会等における予算の審議を経て執行）

* 留意点：配分機関により、被配分機関の種類や運用は異なることがある。

競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針 FAQ(令和5年5月31日)

このFAQは「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針(令和5年5月31日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)」について関係者の方々により良く理解していただくため、Q&A形式でまとめて掲載するものです。本実施方針の運用にあたり参考にしてください。

また、随時更新していきますので、本実施方針に関してご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先にご質問をお寄せいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

参事官(研究環境担当)付

電話:03-6257-1314

Q1. 従前の「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」では間接経費の額を直接経費の30%に当たる額としていたところ、今回の改正により、研究開発等の業務を行う大学・研究開発法人等以外に関しては、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしたのはなぜか。

A1. 今回の改正は、従来の競争的資金に該当する事業と、それ以外の公募型の研究費である各事業を区分することなく競争的研究費として一本化したことに伴うものです。従来の競争的資金以外の公募型の研究費事業における対象機関には企業が多く含まれており、このような機関等においては、間接経費の導入の趣旨の一つである研究機関全体の機能向上について、大学・研究開発法人等とは異なる考慮が求められる場合もありますので、配分機関において事業の性質に応じた設定ができることとしています。

Q2. 研究開発等の業務とは具体的にどのような業務を指すのか。

A2. 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成二十年法律第六十三号)第二条にありますように、「研究開発」とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいいます。「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいいます。

Q3. 大学・研究開発法人等の“等”とはどのような機関を指すのか。

A3. 配分機関において、研究開発等の推進のため、従来より直接経費の30%に当たる額の間接経費を手当することと判断してきた機関を指します。

Q 4-1. 別表1の間接経費の主な使途の例示における管理施設・設備や研究機器・設備の整備、維持及び運営に係る経費について、「会計基準に基づく、保有する減価償却資産の取替のための積立を含む。ただし、独立行政法人における基金又は運営費交付金を財源とする競争的研究費に限る。」とあるが、施設・設備の更新のために間接経費を積立てることが可能となるのは具体的にどのような場合か。

A 4-1. 研究機関において適用される会計基準(国立大学法人会計基準等)上、施設・設備の安定的かつ継続的な更新を目的として、計画的に資金を留保するための「減価償却引当特定資産」のように引当特定資産等への繰り入れが可能である勘定科目がある場合となります。なお、各年度の引当特定資産への繰入額については、各年度の現金収支の差額(決算上の現金の余剰)があり、当該年度の減価償却費が上限となります。間接経費の積立の対象となるのは、独立行政法人における基金(注1)又は運営費交付金を財源とした競争的研究費制度に限られます。(注1)基金造成費補助金等の交付に基づいて造成された基金をいう。

Q 4-2. 当該年度に繰り入れし積立てた引当特定資産等を翌年度以降に施設・設備を更新し、費用の支払いのために取り崩した際には、e-Rad への間接経費実績報告は必要か。

A 4-2. 保有する施設・設備の将来の更新のために、当該年度に間接経費を引当特定資産等へと振り替え（繰り入れ）した際には、内訳として振り替え（繰り入れ）した金額についても間接経費実績報告をしていただくこととなります。なお、e-Rad の実装が整うまでは、振り替え（繰り入れ）した金額も含めた間接経費実績報告のみとして、内訳として振り替え（繰り入れ）した金額の報告までは求めません。間接経費を引当特定資産等へと繰り入れした時点で、当該間接経費の執行は完了したこととなりますので、将来、施設・設備を更新し、費用の支払いのため引当特定資産等を取り崩した場合、当該年度の間接経費実績報告は不要となります。

Q 4-3. 競争的研究費の間接経費を「減価償却引当特定資産」のような将来の施設・設備の更新のための引当特定資産へと繰り入れ、積み立てておける仕組みを導入した趣旨如何。

A 4-3. 今回の改正は、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）において「国立大学による（略）公的研究費の間接経費の用途の柔軟化（中長期積立・設備更新への活用等）に向けた検討を進める」とされたことを契機に行うものです。従来、国立大学が計画的に施設・設備の更新投資を行うことは、安定的に外部資金の研究費を獲得できる研究グループ以外では困難であり、施設・設備更新年度での財政措置等で賄う以外にない状況にあり、中長期的に施設・設備を更新するためのマネジメントには限界があったところ。

大学の所有する施設・設備の耐用年数を考慮すると、将来の施設・設備更新年度における予算措置をあらかじめ見込むことは困難であるため、国立大学が中長期的戦略の下で研究力を維持・向上していくためには、将来の更新を目的として、当該年度の設備・施設の資産価値の目減り分である減価償却費を上限に引当特定資産として計上し積み立てることができる仕組みを整えることが必要となり、令和 4 年 2 月に国立大学法人会計基準が改正されたところ。この勘定科目の財源として競争的研究費の間接経費を認めることは、将来の施設・設備の更新の見通しを計画的に立てることで、その更新を前提としたさまざまな長期的な戦略的対応（海外からの一流研究者の招へい準備を進める、戦略的な研究機器の整備や共用を進める、など）をとることを国立大学において可能とすることができ、将来に備えた積立を認めることが、ひいては現在における国立大学の研究環境改善・パフォーマンス向上に資するものとなると考えられます。

このような背景の下、将来、取り崩すこととなる引当特定資産の財源として、当該年度に措置される間接経費についても、引当特定資産に繰り入れることでもって、当該年度に使用した扱いとする仕組みとして確立したところです。

Q 4-4. 「減価償却引当特定資産」のような施設・設備の更新のための引当特定資産を繰り入れる際に、研究機関として留意すべきことはあるか。

A 4-4. 今回の改正指針の改正に伴う「減価償却引当特定資産」のような将来の施設・設備の更新のための引当特定資産への繰り入れの仕組みの導入により、大学等の研究機関においては、中期計画等を立てていく中で、所有する施設・設備について将来の更新を見据えた計画を策定する際、その更新のための財源の一つとして間接経費を位置づけることが可能となります。間接経費の執行においては、間接経費が研究開発環境の改善と研究機関全体の機能の向上に資する経費であることに鑑み、その目的達成のため、当該研究機関においてより優先度の高い支出科目に計画的に充当していくことが必要です。この観点から、大学等の研究機関におかれては、優先順位の高い経費がある場合（例えば、研究活動において基盤を成す研究機器の光熱水費や研究者等の人件費など）には、そうした経費への充当を優先しつつ、当該研究機関全体の将来像を見据えた引当特定資産への計画的な繰入を行うかどうかを十分に検討し、研究機関の研究開発機能が最も十分に発揮されるようにすることが重要です。なお、多額の間接経費を当該引当特定資産に繰り入れすることで、不必要な程の当該引当特定資産の滞留を起こさないことや、既存の施設・設備のうち真に将来更新投資を行うものに限ってその減価償却費を上限として設定する等、計画的な執行に十分留意してください。